

ナショナルミニマムに関する議論の参考資料

解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

1 目的

事業主都合等（「解雇」、「雇止め」、「勧奨退職など事業主の働きかけによる自己都合離職（雇用保険の「特定受給資格者」に限る）」による離職者のうち、当該離職に伴ってそれらで入居していた社員寮から資格の喪失などにより、住居喪失状態となった者）に対して、住居入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの住居と安定的な就職機会が円滑に確保できるよう支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

- 次のいずれにも該当する者
- ① 事業主都合等による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者（1年前以降に離職した者に限る。今後1ヶ月以内に事業主都合離職と社員寮の退去が決定している者を含む。）
 - ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
 - ③ 貯金・資産がないこと
 - ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者
 - ⑤ 暴力団員でないこと
 - ⑥ 貸付けられた就職安定資金を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

| 貸付対象費目 | （細目） | | 貸付上限額 |
|------------|--------|------------|-------|
| | 敷金・礼金等 | 転居費・家具什器費 | |
| ① 住宅入居初期費用 | 40万円 | 10万円 | 50万円 |
| ② 家賃補助費 | | 6万円×6ヶ月 ※ | |
| ③ 生活・就職活動費 | | 15万円×6ヶ月 ※ | 36万円 |
| | | 10万円 | |
| | | | 100万円 |

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

- (3) 担保・保証人 不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

- (4) 貸付利率 1.5%（信用保証料を含む）。

- (5) 返済方法 元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）。

- (6) 返済免除 初回の貸付実行日の6ヶ月後の月の末日（※）までに6ヶ月以上の雇用が見込まれる就職をして、雇用保険一般被保険者資格を取得した場合は、返済額のうち次の相当額を免除。
※ 同日までに緊急人材育成・就職支援基金により実施される訓練又はその他の公共職業訓練の受講あつせんを受けた場合は訓練終了日の6ヶ月後の月の末日

| 返済免除対象項目 | 返済免除額 |
|-------------------------|-------------|
| ① 「住宅入居初期費用」のうち「敷金」を除く額 | 貸付額の100%相当額 |
| ② 「生活・就職活動費」 | 貸付額の50%相当額 |

3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえて入居予定の住宅の住所を管轄するハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける
（審査の結果、貸付を受けられない場合がある）
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める

4. 根拠法令

- 雇用保険法第62条第1項第5号
- 雇用保険法施行規則第115条第19号

訓練・生活支援給付のあらまし

趣旨

平成21年度第1次補正予算により創設された「緊急人材育成・就職支援基金」において、**雇用保険を受給できない方(非正規離職者、長期失業者など)等の就職を実現する**ために、「緊急人材育成支援事業」を実施。その中で、一定の条件を満たす受講者には訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)。

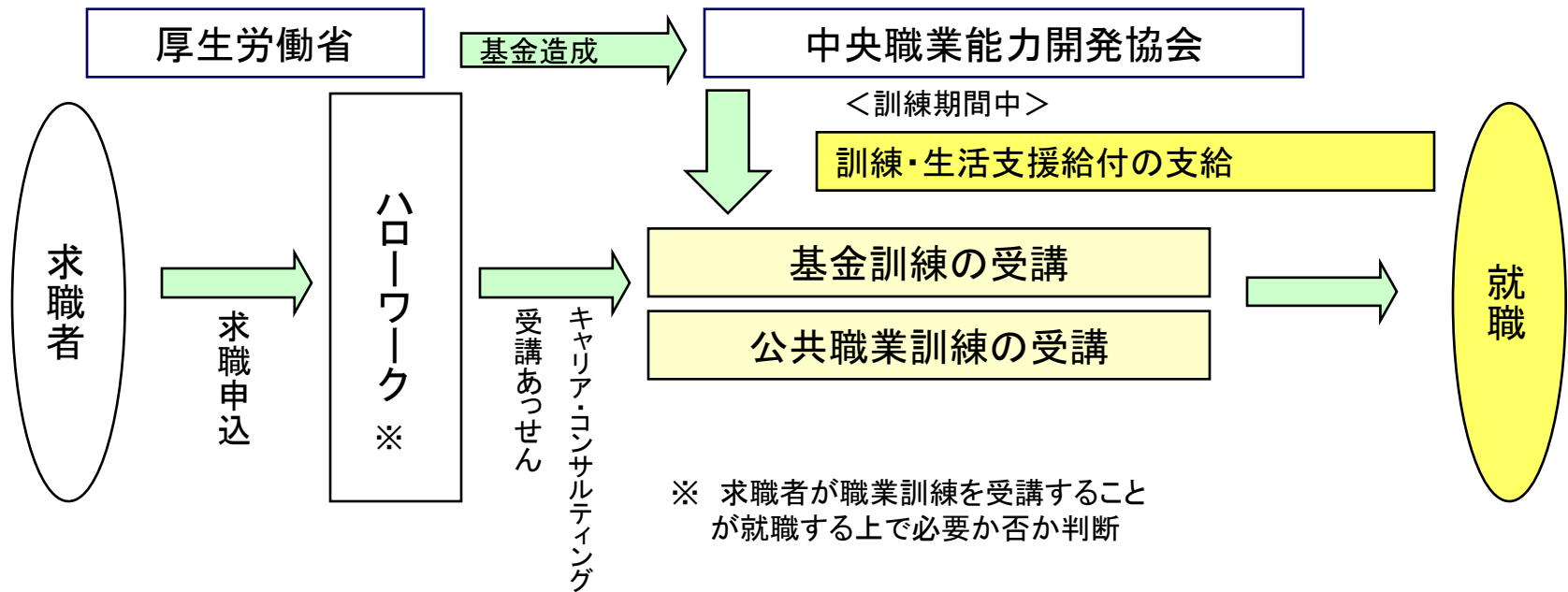
概要

(1) 主な要件

- ① ハローワークに求職申込みをしていること。
- ② ハローワーク所長のあっせんにより、基金訓練・公共職業訓練を受講していること。
- ③ 次のいずれにも該当すること。
 - ア 雇用保険等を受給できない者であること。
 - イ 世帯の主たる生計者であること(原則として申請時点の前年の状況で判断)。
 - ウ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
 - エ 保有する金融資産が世帯全員で計800万円以下であること。
 - オ 現に居住している土地・建物以外に、土地・建物を所有していないこと。
 - カ 職業訓練の出席日数が8割以上であること。

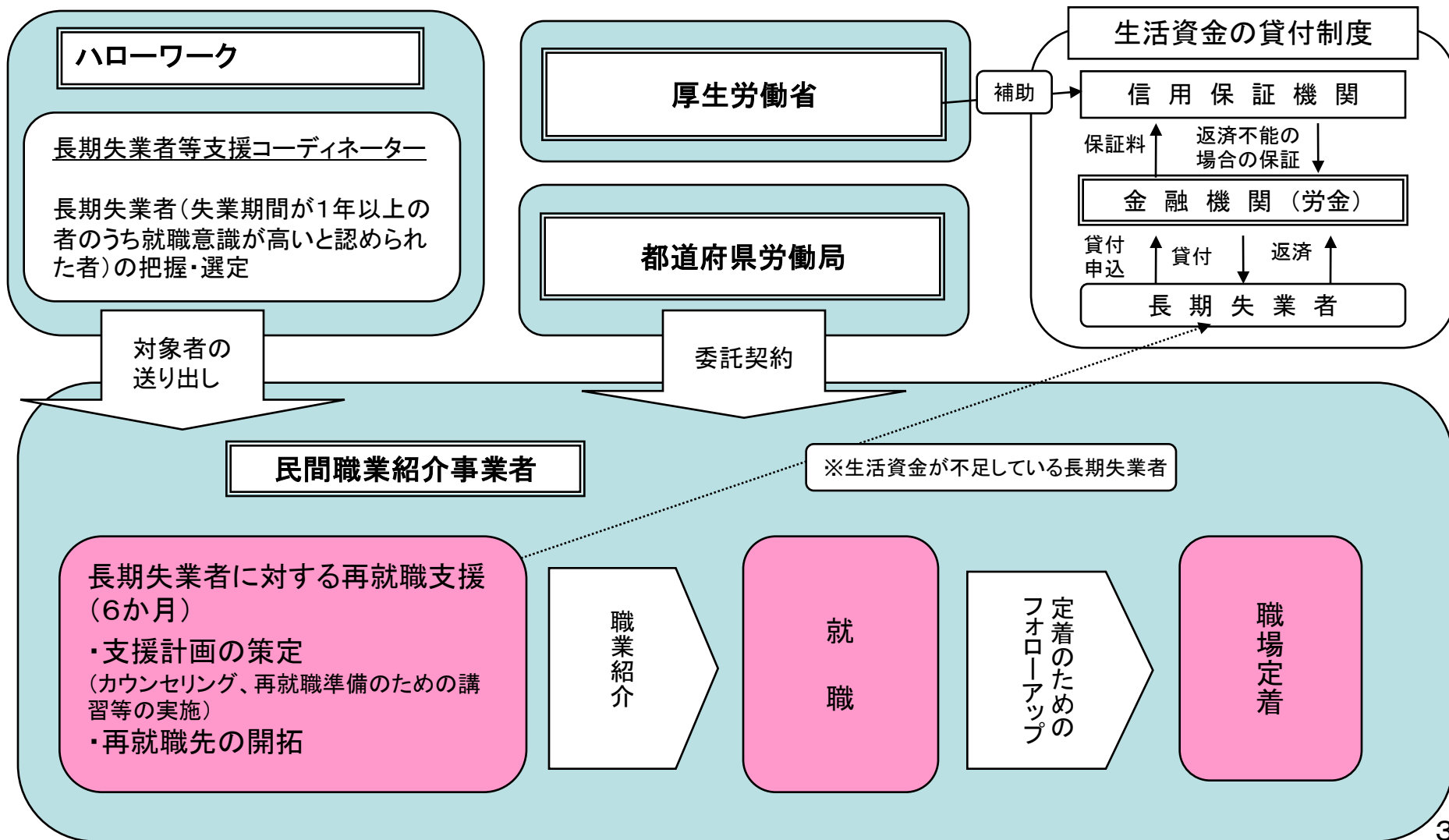
(2) 給付・貸付額(月額)

給付10万円、貸付上限5万円(扶養家族を有する方は給付12万円、貸付上限8万円)



長期失業者等支援事業(長期失業者)の概要(案) (平成22年度予算案)

- 長期失業者(失業期間が1年以上の者のうち、就職意識が高いと認められる者)について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施する。
- 対象者が比較的多いと考えられる大都市圏等(14都道府県(※))において実施。
 ※北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、福岡



長期失業者等支援事業(就職活動困難者)の概要(案)(平成22年度予算案)

- 住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施する。
- 対象者が比較的多いと考えられる大都市圏等(14都道府県(※))において実施。
※北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、福岡

ハローワーク

長期失業者等支援コーディネーター

就職活動困難者(住居や就職活動費がない等により就職活動が困難な者のうち、就職意識が高いと認められる者)の把握・選定

対象者の
送り出し

都道府県労働局

委託契約

民間職業紹介事業者

就職活動困難者に対する
再就職支援、生活支援(3か月)

再就職支援

・カウンセリング、再就職準備のための講習等の受講

生活支援

・住居の提供、生活・就職活動費の支給

職業紹介

就職

定着のための
フォローアップ

職場定着

(就職ができなかった場合)

生活に関する相談

住宅手当制度の概要(見直し後)

(1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

(2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合

- ①現在、住居がない方
- ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

(3)支給要件

①収入要件

| | 平成22年3月まで | 平成22年4月以降 |
|--------|------------|------------------|
| 単身世帯 | 月収8.4万円以下 | 月収約13.8万円(※)未満 |
| 2人世帯 | 月収17.2万円以下 | 変更なし(月収17.2万円以下) |
| 3人以上世帯 | 月収17.2万円以下 | 月収約24.2万円(※)未満 |

(※)上限額は、東京都区市、横浜市等の場合で、地域により異なる。

②資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

③就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。

(4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

(5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

①単身世帯の支給額

| | 月収8.4万円以下 | 月収8.4万円を超える収入 |
|-----------|------------|---|
| 東京都の1,2級地 | 53,700円を上限 | 住宅手当支給額 =家賃額-(月収-84,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限 ※支給額は、100円未満を切上げ</small> |
| 大阪府の1,2級地 | 42,000円を上限 | |
| 鹿児島県の3級地 | 24,200円を上限 | |

②複数世帯の支給額

| | 月収17.2万円以下 | 月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ) |
|-----------|------------|--|
| 東京都の1,2級地 | 69,800円を上限 | 住宅手当支給額 =家賃額-(月収-172,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限 ※支給額は、100円未満を切上げ</small> |
| 大阪府の1,2級地 | 55,000円を上限 | |
| 鹿児島県の3級地 | 31,500円を上限 | |

(6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

(7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置

(8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。

平成21年度第2次補正予算により、さらに約1,250名増配置。(1,250名→2,500名)

生活福祉資金(総合支援資金)貸付事業の概要

※「生活福祉資金の貸付けについて」(平21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)に基づき実施

実施主体

都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

貸付対象者

- 生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)であって、失業や収入の減少等により生活に困窮していること
 - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
 - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
 - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

貸付内容

- 継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とセットで以下の資金を貸付
 - 1 生活支援費(20万円以内/月) ※単身世帯の場合は、15万円以内/月
※ 生活再建までの間に必要な生活費(最長1年間)
 - 2 住宅入居費(40万円以内)
※ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
 - 3 一時生活再建費(60万円以内)
※ 就職活動費、技能習得費、滞納の一時立て替え(家賃、公共料金等)、債務整理弁護士費用 等

貸付条件

- 連帯保証人:原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能
- 利子 :連帯保証人を確保した場合は無利子
連帯保証人を確保できない場合は年1.5%
- その他 :関係機関と連携し、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を実施

臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設について

※「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」(平21年7月28日付厚生労働省発社援0728第10号厚生労働事務次官通知)に基づき実施

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者等に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資、住宅手当等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

実施主体

都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

貸付対象者

住居のない離職者であって、次のいずれにも該当する者

- ① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、当該給付等の開始までの生活に困窮している者
- ② 金融機関の口座を有していること

貸付内容・条件

貸付限度額: 10万円以内

連帯保証人: 不要

利 子: 無利子

償 還: 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還